

1. 社会的養護体制の拡充について

(1) 後期行動計画の策定について

次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画の策定に際し、社会的養護が次世代育成支援対策に含まれることが、改正児童福祉法により、法律上明確化されたところである。これを踏まえ、国の行動計画策定指針の改正案では、地域の実情に応じ社会的養護体制の充実を図るため、社会的養護の提供量を見込む際に勘案する事項のほか、家庭的養護の推進や施設機能の見直し、自立支援策の強化、人材確保のための仕組みの強化等、今後都道府県が計画を策定するに当たっての方向性や考え方をお示ししたところである。

昨年10月に実施した社会的養護ニーズ把握調査の結果等に基づき、社会的養護を必要とする児童数の見込み方等については具体的な例をお示しすることとしているので、指針と合わせて参考とし、各自治体におかれては計画の策定作業を進められたい。

(2) 里親制度の改正等について

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から、社会的養護の諸施策の中でも極めて重要なものの一つであり、その拡充を図る必要がある。(関連資料1(205頁))

このため、改正児童福祉法により里親制度の見直しを行うこととしたところであり、里親制度の改正内容の詳細や、本年4月の施行までの準備等については、1月の主管課長会議において説明したところである。

各自治体においては、里親制度の変更に伴う手続き等について里親への周知や研修の実施等をお願いする。特に、施行日の時点で児童を委託している養育里親については、必要な研修を受講しないと里親手当が新手当額にならないため、ご留意願いたい。

また、里親制度の拡充を実際に進める上で、里親制度の普及啓発や里親に対する訪問相談等の支援を充実させることは極めて重要なことである。「里親支援機関事業」(関連資料2、3(206頁、207頁))については、里親会等に事業の一部を委託する等の工夫をこらし、積極的かつ効果的な実施を図られたい。また、好事例等について紹介していきたいと考えているため、その際にはご協力をお願いしたい。